

京都市告示第560号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館の開館日を追加します。

令和4年2月8日

京都市長 門川大作

臨時に開館する日 令和4年5月2日（月）

（美術館）